

コード	名称	区分	コード	名称
事業名	2214 子ども手当事業	会計	01	一般会計
		款	03	民生費
		項	04	児童福祉費
		目	02	児童措置費
基本施策	08 子どもを産み育てやすい環境をつくる	細目	645	子ども手当事業
		細々目	51	子ども手当事業
行革大綱の重点事項番号				
担当部課	コード	130700		担当者氏名
	名称	健康福祉部こども家庭課		
		連絡先	22 - 9654 (内線) 2632	

事務事業の概要(Plan)

【全体事業計画】

対象(誰を、何を)	0歳から中学校修了(15歳になった後の最初の3月31日)前の子どもを養育している方	※対象件数
成果(どうする)	平成22年度4月1日より子ども一人につき月額13,000円を支給	
根拠法令・要綱等	平成22年度における子ども手当の支給に関する法律	
開始年度	平成 22 年度	関連事業
終了年度	平成 22 年度	児童手当
事業概要	1. 現況届提出時事務(支給要件の確認等) 2. 受給の手続き・喪失等の認定事務 3. 手当の支給事務 4. 受給資格者の台帳作成事務(システムへ入力)	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	民間委託等
2 配置(予定)人員	人
3 年間運営費(見込)	千円
4 年間収入(見込)	千円
5 市内の類似施設	

【検証指標】

活動指標	指標名	単位	現状値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
		回				

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	現状値		目標値	
				H21	H22	H23	H24

【投入コスト】

投入コスト	H22 所要額		H23 所要額		H24 所要額		H25 所要額	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
直接事業費計(A)	4,055	4,055	4,055	4,055	4,055	4,055	4,055	
Aの財源内訳	国庫支出金	4,055	4,055	4,055	4,055	4,055	4,055	
	県支出金							
	地方債							
	その他							
一般財源	0	0	0	0	0	0		
事業投入人件費(B)	0.5人	3,600	5.0人	36,000	0.5人	3,600	0.5人	3,600
フルコスト(A)+(B)	7,655	40,055	7,655	40,055	7,655	40,055		

【事務事業企画の背景、状況変化見通し、市民意見等】
 この事務事業を新たに企画した背景は何か？
 子ども手当法の施行による
 この事務事業を取り巻く状況(対象や根拠法令等)は、今後どのように変化していくか？(見通し)
 子ども手当法は平成22年度にのみ適用されるため、今後の制度どのようになるかで対応が異なる。
 この事務事業に対して関係者からどのような意見や要望が寄せられているか？
 国の制度のため市への意見・要望は特になし。
 本事務事業は、どのような状態になれば完了とみなす(休止・廃止となる)か？また、その目安はおおよそ何年後か？
 完了予定はない。

【事前評価】 該当項目に○をつけてください。

必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	○	【特記事項】
	個人のみだけでは対応し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業		
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第三者にも利益が及ぶ事業		
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
有効性	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事務事業		
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
効率性	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		
	事務事業を実施しない場合の市民への影響は大きい。	○	【根拠】 国の制度であるため
	基本施策の目的を実現するために事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高い。		【根拠】
	社会経済情勢・市民ニーズなどから、緊急性は高い。		【直ちに着手・実施しなければならない(先延ばしできない)理由】
【根拠】	事務事業の対象・成果の設定は妥当である。		
	事業費や整備後の管理経費の算定にあたって、コスト削減策を考えている。また、将来のコスト増要因について対策を考えている。		【具体的内容】
	受益と負担の公平性が考慮されている。		【根拠】
	本事務事業と類似の目的・手段をもつ事業がある。		【事業名称 今後どのように連携して成果向上を図るか】
【比較検討結果】	本事務事業の企画に際して、代替案を検討した。		
	本事務事業の実施にあたって、廃止又は統合する事業がある。		【事業名及び削減される一般財源額】
	コストに見合った効果が見込める。		【根拠】
	将来的に民間等への移管が可能である。		【いつごろ】

担当課長氏名	事業実施に対する担当課長の意見
澤田 洋子	子ども手当法は国の制度のため平成22年度にのみ適用される。今後どのような制度にも対応できるよう体制を整える必要がある。